

岩内町教育大綱

平成28年2月
岩内町
岩内町教育委員会

目 次

第1章	はじめに	1
1	大綱の位置付け	1
2	大綱の趣旨	1
3	大綱の性格	2
4	期間	2
第2章	岩内町教育目標	3
第3章	大綱	3
1	基本理念	3
2	基本方針	3
3	基本施策	4・5
4	重点施策	6・7

第1章 はじめに

平成27年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、新しい教育委員会制度がスタートし、町長と教育委員会が教育施策について協議することを目的とした「総合教育会議」を新たに設置した。

このたび、総合教育会議において、町長と教育委員会が岩内町の教育について協議・調整し、今後の本町の教育、学術及び文化の振興に関しての総合的な施策の体系を示すため、「岩内町教育大綱」(以下「大綱」という。)を定める。

1 大綱の位置付け

大綱は、本町の教育に関する基本的な計画として策定するもので、「教育基本法」第17条第2項に基づく「教育振興基本計画」としても位置付ける。

2 大綱の趣旨

近年は、少子高齢化社会及び情報化社会の進行、社会のつながりの希薄化等により教育環境にも様々な影響をもたらしており、教育においては、今後の社会を担うため自ら考え判断し、たくましく生きる人材を育成することが求められている。

岩内町では、平成21年度から30年度までの「新たな岩内町総合計画」において、町の教育に関する基本構想及び基本計画に基づき、取り組んでいるところであり、今後も教育・文化の振興に努めていく。

岩内町の教育大綱については、「新たな岩内町総合計画」を基本として策定する。

3 大綱の性格

本大綱は、岩内町の教育を推進するための基本指針となるものであり、教育の基本理念等を示すとともに、今後取り組むべき施策の方向等を明らかにするものとする。

4 期間

本大綱の対象とする期間は、「新たな岩内町総合計画」の計画期間を考慮し、本大綱の計画期間についても、平成27年度を初年度とし、平成30年度までの期間とする。

なお、平成31年度以降の大綱については、新たな岩内町総合計画の策定状況を踏まえて検討していく。

第2章 岩内町教育目標

- 1 歴史的遺業を受け継ぎ発展させる進取的で創造力のすぐれた人
- 1 健全で住みよい町づくりを進める心身ともにたくましい人
- 1 新しい時代をめざし豊かな町をつくる合理的で科学性に富んだ人
- 1 民主的な町づくりに努める協力的で連帯感の強い人
- 1 美しい自然と文化を愛し育てる情操の豊かな人

第3章 大綱

1 基本理念

郷土岩内の美しい自然と文化を愛し、歴史的遺業を受け継ぎ、これからの町づくりを担う人を育む。

2 基本方針

急速に進行する少子高齢化社会や情報化社会により、家庭や地域社会においては、価値観の多様化やライフスタイルの変化などに伴って、人と人のかかわりの希薄化や規範意識が低下し、地域の環境においても多くの影響をもたらしているところであり、様々な課題に取り組む中で、町の未来を担うたくましい人材の育成が求められている。

このためには、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの立場で教育・文化の振興の構築並びに地域の参加による教育力の向上、住民が自ら考え・表現することのできる環境整備を通じた地域文化の振興を図りながら、心豊かで活力ある未来を創造できる地域づくりを目指す。

3 基本施策

○ 学校教育

1 幼児教育

保護者の負担軽減による就園促進を図るとともに、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼保小連携を進めます。

2 小・中学校教育

児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に取り組み、生きる力を育成するとともに、学校・家庭・地域との連携を通じて自主性、主体性、道徳性の向上への取組みを進めます。

いじめ、不登校などの問題行動については、早期発見・対応への取組みを進めます。

3 特別支援教育

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた教育的支援の促進を図るとともに、教育環境の拡充を図るため関係機関との連携を進めます。

4 高等学校教育

生徒、保護者に負担を増加させずに、高等学校教育を受ける環境づくりと高等学校教育の場の確保を図ります。

○ 社会教育、文化・スポーツ

1 家庭教育

社会や家庭環境の変化に伴う家庭の教育力向上のため、家庭教育の学習機会の確保と情報の提供に努めるとともに、安心して子育てに取り組むことのできる支援体制の充実を図ります。

2 青少年教育

青少年を育むネットワークの確立と、心の教育や体験的な学習活動機会を充実させ、青少年教育環境の整備を進めます。

3 成人・高齢者教育

時代の変化や新たな課題に対応した学習機会の提供や指導者を育成するとともに、高齢者が生きがい、参加意欲、学習意欲のもてる講座やサークル活動の充実を図ります。

4 芸術・文化活動

文化センターをはじめ、木田金次郎美術館や郷土館などを活用した、住民の芸術・文化活動を展開するとともに、関係団体の活動を支援します。

また、町指定文化財をはじめとする、歴史的な財産の保存と管理を行い、後世への継承を図ります。

5 スポーツの振興

各年齢層において、誰もが楽しみながら健康を高めるスポーツ活動の推進と、スポーツ関係団体との協力による各種大会の開催を図るとともに、スポーツ活動の基盤となる施設の充実に努めます。

4 重点施策

○ 学校教育

1 幼児教育

- ・ 保護者の負担軽減を図るため、幼稚園就園援助の実施

2 小・中学校教育

- ・ 複数教員や支援員等の配置による、個々に応じたきめ細かな指導の充実
- ・ 外国語教育活動の推進
- ・ 放課後や長期休業中の補充的な学習の充実に向けた支援
- ・ 読書環境の整備等、読書活動の充実を図る取組
- ・ 地域連携による、規則正しい生活習慣と学習習慣の定着に向けた取組
- ・ 各種災害及び交通安全等安全教育の推進
- ・ 職場体験等の充実を図り、望ましい勤労観や職業観の育成
- ・ 関係機関との連携による、いじめや暴力行為等の早期対応
- ・ スクールカウンセラー及び学校・家庭・関係機関等との連携による、不登校改善に向けた取組

3 特別支援教育

- ・ 障がいの状況に応じた支援員等の配置に向けた取組
- ・ 関係機関との連携による、適切な就学活動の推進
- ・ 幼保小中連携の強化による支援体制の推進

4 高等学校教育

- ・ 道立岩内高等学校の定員確保に向けた働きかけの推進
- ・ 奨学金貸付制度の促進

○ 社会教育、文化・スポーツ

1 家庭教育

- ・ブックスタート事業及びこども絵本館の充実
- ・家庭教育講演会の実施等、情報発信事業の実施

2 青少年教育

- ・小学生を対象に、週末における自然体験や学習活動として実施する、「わいわいウィークエンド教室」の充実
- ・青少年スポーツ・文化教室の実施

3 成人・高齢者教育

- ・町民大学講座等の開催による学習機会の提供

4 芸術・文化活動

- ・住民ニーズに対応したサークル講座の開催
- ・文化センター自主文化事業をはじめとした、地域住民が等しく優れた芸術文化に触れる機会の充実
- ・北海道指定文化財(東山遺跡)及び岩内町指定文化財の保存と情報発信の充実

5 スポーツの振興

- ・スポーツ活動施設の利用促進(パークゴルフ場、町民プール、町民体育館)及び施設整備の充実
- ・スポーツ関係団体との連携及びスポーツ団体活動の助成等
- ・住民ニーズに対応した学校体育施設開放事業の充実